

出水市告示第92号

出水市建設技術者・技能労働者の資格取得等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年 4月 1日

出水市長 椎 木 伸 一

出水市建設技術者・技能労働者の資格取得等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、インフラの担い手である建設産業の従事者の確保・育成のため、技術者又は技能労働者の建設工事に必要な資格の取得、講習会の受講、訓練等に要する経費を負担する建設事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、出水市補助金等交付規則（平成18年出水市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により建設業の許可を受け、かつ、出水市建設工事入札参加資格審査要綱（平成19年出水市告示第44号）に基づき出水市の建設工事の入札参加資格を有する事業者であって、本市内に本店又は事業本部等を有し常勤の技術者及び技能労働者を雇用するものをいう。

- (2) 技術者 建設業法第26条に規定する主任技術者であつて、建設事業者の本店又は事業本部等に勤務するものをいう。
- (3) 技能労働者 建設工事の直接的な作業を行う技能を有する労働者であつて、建設事業者の本店又は事業本部等に勤務するものをいう。
- (4) 建設工事 建設業法第2条に規定する建設工事をいう。
- (5) 技術検定 建設業法第27条の規定に基づく技術検定をいう。
- (6) 技能講習等 次に掲げるものをいう。

ア 公益社団法人鹿児島県労働基準協会が実施する技能講習・教習・特別教育

イ 建設業労働災害防止協会鹿児島県支部が実施する技能講習・石綿調査講習・特別教育

ウ 鹿児島労働局長が登録する民間の機関が実施する技能講習・教習等

- (7) 訓練 出水共同高等職業訓練校が実施する長期課程及び短期課程（土木施工管理技士科又は建築施工管理技士科に限る。）をいう。

（補助対象経費等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費等は、別表に掲げるとおりとする。この場合において、当該補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）は、第1号様式によるものとし、当該交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 技術者又は技能労働者（別表において「技術者等」という。）が技術検定、技能講習等又は訓練を受けた証拠書類の写し
- (2) 検定料等を建設事業者が支払った証拠書類の写し
- (3) 他機関等への経費支援申請書類等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び額の確定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、規則第4条及び第1

4条の規定に基づき補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、建設技術者・技能労働者の資格取得等支援補助金交付決定及び交付確定通知書（第2号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、第3号様式によるものとする。

（補助金の交付の決定及び額の確定の取消し）

第7条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、規則第17条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（補助金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の取消しをしたときは、規則第18条第1項の規定により、補助事業者に既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

2 補助金の返還を求められた補助事業者は、規則第19条の規定により補助金の返還をしなければならない。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	補助対象経費	補助金額	注意事項
技術検定	技術者等が受検する技術検定に係る検定料及び研修受講料	補助対象経費の2分の1以内で、1人当たり1技術検定及び当該技術検定に係る研修受講1回につきそれぞれ1万円を上限とする。	他機関等から検定料、受講料、訓練に係る費用等に対する助成を受けられる場合は、当該助成を受けた後の残りの額を補助対象経費とする。
技能講習会	技術者等が受講する技能講習等に係る受講料及びテキスト代	補助対象経費の2分の1以内で、1人当たり1技能講習等につき1万円を上限とする。	
訓練	技術者等の訓練に係る授業料	補助対象経費の2分の1以内で、1年当りの上限を1人当たり短期課程は1万円、長期課程は3万円とする。	

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

申請者 所在地
事業者名
代表者名 印

建設技術者・技能労働者の資格取得等支援補助金交付申請書

建設技術者・技能労働者の資格取得等支援補助金を交付くださるよう出水市補助金等交付規則第3条及び出水市建設技術者・技能労働者の資格取得等支援補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

(1) 技術検定 円

(2) 技能講習会 円

(3) 訓練 円

2 関係書類

(1) 技術者又は技能労働者が技術検定、技能講習会又は訓練を受けた証拠書類の写し

(2) 検定料等を建設事業者が支払った証拠書類の写し

(3) 他機関等への経費支援申請書類等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

出 第 号
年 月 日

様

出水市長



建設技術者・技能労働者の資格取得等支援補助金交付決定及び交付
確定通知書

年 月 日付けで申請のあった建設技術者・技能労働者の資格取得等支援補助金については、出水市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により、交付額は交付決定額と同額に決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

補助事業者 所在地
事業者名
代表者名 印

建設技術者・技能労働者の資格取得等支援補助金交付請求書

年 月 日付け出 第 号の交付決定及び交付確定通知に基づき建設技術者・技能労働者の資格取得等支援補助金を交付くださるよう、出水市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 本所・支所
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		